





1 指定申請の流れ

実施項目	期日	説明
<p>事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類の作成</p> 	<p>随時受付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業者の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、サービスの種類ごとに厚生労働省令又は条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 ・指定申請にあたっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。 ※都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令の担当部署と事前に協議し、必要な手続について、確認してください。 ・申請内容の説明や相談は、随時受付しておりますので、早い段階からご連絡をお願いします。
<p>申請書類の提出</p> 	<p>町があらかじめ指定する期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書類は、2部(正副各1部)提出してください。副本は、正本をコピーしたもので構いません。 ・指定申請は、同一法人であっても、事業所ごとに行う必要があります。 ・申請者控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してください。
<p>審査 現地確認</p> 	<p>指定を受ける予定月の前月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容が指定基準等に適合しているか確認するため、書類審査を行います。また、現地確認を行う場合があります。
<p>指定</p> 	<p>毎月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日付けで指定します。 ・指定時に指令書を送付します。 ・指定の有効期間は6年間です。有効期間を終了する前に、更新申請が必要となります。
<p>公示 情報提供</p>	<p>指定後</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業者名、事業者名、所在地を町ホームページに掲載し、公示します。 ・福島県介護保険事業者台帳へ事業者情

		報を登録し、福島県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
--	--	-------------------------------

2 介護サービス情報公表システムにおける情報提供について

利用者が、介護サービスや事業所を比較・検討し、適切に選ぶため、介護保険事業者の事業所情報を介護サービス情報公表システムで公表しています。

3 指定要件等

(1)指定の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- ①申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施が明確であること。
- ②「人員基準」を満たしていること。
- ③「設備・運営の基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

指定申請にあたっては、上記要件を満たしていることが分かる書類等を提出し、これらについて町の書類審査及び現地確認等を受けることとなります。なお、「人員基準」や「運営の基準」は、下記のとおりです。

指定基準
会津美里町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (平成 28 年 3 月 1 日会津美里町告示第 15 号)

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)」に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護の基準については、厚生労働省ホームページ 厚生労働省法令等データベースサービスから確認することができます。

(2)指定の単位

事業所の指定は、「事業所」を単位に、サービス提供の拠点ごとに行われます。

4 申請様式等について

申請に必要な様式等については、会津美里町のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

5 指定申請に係る提出・問い合わせ先

会津美里町役場 健康ほけん課介護保険係

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字宮北 3163 番地 電話 0242-55-1145